

食品衛生課の事業概要

さいたま市では、市民が安心して食生活をおくれるよう、生産、製造から流通、消費に至るまで総合的な食の安全の確保を図る上での基本的な考え方や、施策の方向性を示すものとして平成16年度に「さいたま市食の安全基本方針」を策定しました。保健所では、「食品衛生法」に基づき、食品関係施設の営業許可を行うとともに、食品等の安全性を確保するため「さいたま市食品衛生監視指導計画」に基づき、監視指導及び食品の検査並びに食品関係従事者に対する衛生教育等の業務を行っています。

また、平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、令和3年6月1日から原則としてすべての食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理が義務付けられました。さらに、営業許可制度の見直し及び営業届出制度が創設され、それに伴い、食品衛生に関する条例（埼玉県条例第32号）に定められた6業種の営業許可が廃止されました。

1 営業許可

旧食品衛生法で定められた34業種及び新食品衛生法で定められた32業種について、営業の許可等を行っています。

2 監視指導

食品関係施設の監視業務は、食品の収去検査業務とともに食品衛生の根幹をなす業務です。監視指導計画に基づき、食中毒の発生リスクの高い施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視を行なっています。また、食品等事業者に対して HACCP に沿った衛生管理の実施状況を確認し、パンフレット等を用いて助言・指導を行っています。

生鮮食品と加工食品の流通拠点である市場を経由する食品の安全を確保するため、大宮市場内に市場監視係を設置し、大宮市場および浦和市場の監視等を重点的に行っています。

3 食品等の検査

不良食品の排除と健康被害の発生防止を目的として、市内で製造または流通している食品等の収去検査および買上検査を行っています。

なお、検査はさいたま市健康科学研究センターに依頼しています。

4 違反・苦情の処理状況

監視、収去等によって探知した不適切事例に対しては、関係法令に基づいて指導等を行っています。

5 食中毒発生状況

市内の食中毒と断定した施設の行政処分等を行っています。